

令和7年4月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年4月10日（月）午前9時30分～

開催場所 橋本市民会館 1階ギャラリー

出席委員

（農業委員）

1 番	石井 政英	◎	2 番	田中 里美	○	3 番	平田 敬二	○
4 番	林 義文	○	5 番	米坂 佳久	○	6 番	大西 敏夫	○
7 番	窪田 裕	○	8 番	藤田 和久	○	9 番	織田 利治	○
10 番	廣田 征男	◎	11 番	池田 泰子	○			

（農地利用最適化推進委員）

橋本	山本 裕之	○	山田	北垣 利章	○	山田	森 賢治	○
紀見	山本 良平	○	紀見	鷺之上雅永	×	隅田	中岡 耕二	○
隅田	前田 長正	○	恋野	田中 祥博	○	学文路	古川 好美	○
学文路	山本 治生	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	山本 勝彦	○
信太	木村 敏行	○	信太	中芝 道雄	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

議 案 議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
（10件）

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（6件）

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）

議案第5号 非農地証明願いについて（1件）

議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて（1件）

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和7年4月農業委員会総会を開催します。
 会長より挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。
 す。

会長 －会長挨拶－

議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。
 議席番号1番 石井 政英 委員
 議席番号10番 廣田 征男 委員を指名します。
 書記には、事務局職員を指名します。

(議案第1号 農用地利用集積促進計画(案)の決定について)

議長 議事に入ります。本総会で審議します案件は、提出議案6件です。議案第1号「農地利用集積促進計画(案)の決定について」を議題とします。事務局より説明してください。

事務局 議案第1号について議案書を基に説明

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第1号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

(議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 議案第2号について議案書を基に説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

田中委員 ●提出番号1番、2番
 提出番号1番
 埼玉県に居住する譲受人は農地の近くに家を購入し、農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該の農地を売買により取得し、水稻、野菜作りをするそうです。何も問題はありません。
 提出番号2番
 大阪府に居住する譲受人が農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該の農地を売買により取得し、梅、みかん、柿を計画しています。現状は荒れているので手入れが必要だと思いますが、問題はありません。

石井委員 ●提出番号3番
 農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、規模拡大を考えていた譲受人は農地を売買により取得します。取得後は畑として利用されます。二人は近隣関係にあり、特に問題はありません。

平田委員

●提出番号 4 番

2 点について聞きました。1 点目、譲渡人は令和 6 年 9 月に、当該農地を取得したのに、短期間でなぜ農地を手放したのか。2 点目、譲受人は自然農法で農業をするとのこと。この地域では馴染みがないため、どのように農業をするのか聞きました。1 点目は近隣に移住してきた譲渡し人に是非とも農地を譲って欲しいと懇願され、譲渡しすることになったとのこと。譲渡し人は農業に真剣に取り組んでおらず、農地を取得してから短期間ではあるが、やむを得ないと判断しました。2 点目、譲受人は自然農法で野菜を作りながら地域住民と親交を深めて行きたいとのこと。特に問題はないと思います。

米坂委員

●提出番号 5 番

譲渡人は大阪府に居住しており、休日に農地の維持管理をしていましたが、近年は体調が思わしくなく譲受人に農地の管理を任せていたこともあり、今回、規模拡大を考えていた譲受人との話がまとまりました。問題ないと判断しました。

窪田委員

●提出番号 6 番

譲受人は譲渡し人の義理の姉になります。譲受人は当該地に農地を所有しており、規模拡大して農業をします。問題はないと判断しました。

議長

ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

廣田委員

今回の案件では多数、事由及び・内容欄に隣地住宅購入と明記してありますが、実際に購入されているのかを教えてください。

事務局

住宅購入については、売買契約がすべて進んでいると聞いています。1 件については橋本市に住民票も移しています。今回、事由及び内容欄に隣地住宅購入と、新たに記載しました。譲受人が、住民票が遠方に表記されている場合、今後、橋本市に転入予定を明確にするため記載しました。

池田委員

提出番号 4 番の件、譲渡し人は購入した農地をなぜ耕作されなかったのか理由がわかれば教えて下さい。

平田委員

詳しい理由はわかりませんが、購入してから短期間だったため、農業をする時間がなかったそうです。

池田委員

譲渡し人は他にも農地を買って、そこも耕作されていないと聞いていたので、気になって質問しました。

議長

ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。2 番の案件について、承認することに

ご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について)

事務局 議案第3号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

池田委員 申請人から事前に防犯のため、現状ある塀を潰して作り直す(塀の幅を広くする)と相談されていました。申請については、農地法の許可を取らずに事前に着工しており、始末書つきで申請となっています。また、自宅前の道が狭く、車を駐車する場所がなく、自分が取得した農地に駐車場を作ると聞いています。この件は分筆登記しても仕方がないと判断しました。問題ないと思います。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第3号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について)

事務局 議案報告第4号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

田中委員 ●提出番号1番

該当地に土地改良区はなく、地元水利組合と地元自治会長の同意書が添付されています。隣接する農地に合筆があり、一筆は譲渡人の所有する農地で他3筆については同意を得ています。残り一筆については、同意を得ることができなかった旨の経過書が添付されています。問題ないと思います。

林委員 ●提出番号2番

該当地に土地改良区はなく、地元水利組合もなく、地元自治会長の同意書が添付されています。隣接する農地は3つありますが、すべて同意を終えています。休耕地であり、農地調査時には、少しの野菜栽培をして管理されていました。地域の発展のためには問題ないと思います。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

廣田委員 1番の案件で事務局の説明の中で別人が耕作していたとの報告がありましたが、どういうことでしょうか。

事務局 申請地は、休耕地であり農地調査時には、少しの野菜栽培をしていました。栽培作物は事務局も把握していません。

林委員 　　少しだけ耕作していたようです。

廣田委員 　　1 番の案件で別人が耕作していたという報告はなかったですか。私の勘違いかも知れませんが。

事務局 　　この土地で、土地所有者以外の方が耕作していたことは、事務局は把握していませんでした。経過書には、土地所有者を探しましたが、最終的には見つかりませんでしたと報告されています。

議長 　　ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 4 号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員 　　異議なし。

（議案第 5 号 非農地証明願について）

事務局 　　議案報告第 5 号について議案書に基づいて説明。

議長 　　担当委員より調査結果の報告をお願いします。

田中委員 　　申請物件を確認しましたが、現況及び使用状況等の事実内容については、適当であると判断しました。

議長 　　ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 5 号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員 　　異議なし。

（議案第 6 号）相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

事務局 　　議案報告第 6 号について議案書に基づいて説明。

議長 　　担当委員より調査結果の報告をお願いします。

織田委員 　　●提出番号 1 番

柿畑ですが、除草、剪定も綺麗にされていました。何も問題はありません。

議長 　　ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 6 号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員 　　異議なし。

議長 　　各委員から提案事項等ありませんか。

窪田委員 　　別紙・調査書で①担い手区分の認定農業者、認定新規就農者は誰が認定するのですか。②農業に従事している農家はすべて認定されるのですか。③認定書の証書は交付されますか。

事務局 　　① 認定農業者・認定新規就農者の認定は農業委員経験者、現・認定農業者、県職員、J A で協議して橋本市が認定します。認定

農業者、認定新規就農者に認定されるには一定の基準があります。認定農業者は5年後の所得が概ね400万円、認定新規就農者は5年後の所得が概ね320万円の計画を立てていただき農地耕作面積、能力等を勘案して認定します。

② 申請いただいた方を調査して認定します。全員ではありません。

③ 橋本市長名で個人に交付します。

平田委員 新聞によると和歌山県が令和7年4月から相談員を派遣して各市町村の農地の相談に応じるとの報道がありました。具体的にはどのように対応されるのですか。

事務局 和歌山県農業公社の職員を伊都振興局に派遣します。業務内容は農地の契約、合意解約の事務等です。例えば橋本市と九度山町の農業者の土地を跨いで、農地の貸し借りを行うときに、尽力いただけるそうです。

(閉会)

議長 以上で本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了しました。

令和7年4月、農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会	議長（会長）	池田 泰子	印
	署名委員	石井 政英	印
	署名委員	廣田 征男	印